

1. こども未来戦略「加速化プラン」で定められた、児童手当の拡充や育休給付の手取り10割相当への拡充などの子育て支援の拡充は既に実施されており、その財源の一部となる「子ども・子育て支援金」については、令和8年度から全ての世代・企業の皆様から拠出いただくことが法律に規定されている。
2. この子ども・子育て支援金については、
  - ・段階的に導入することとしており、支援金総額は令和8年度概ね6,000億円、令和9年度概ね8,000億円、令和10年度概ね1兆円を目安とすること
  - ・社会保障の歳出改革等による社会保険負担の軽減効果の範囲内で導入することが法定されている。
3. 社会保障の歳出改革等により令和8年度の社会保険負担軽減効果が0.17兆円程度積み上がり、令和5年度からの合計で0.60兆円程度となったことから、令和8年度の支援金総額はその範囲内の0.60兆円とする。
4. 令和8年度の個人や世帯の支援金額(平均月額)の試算は以下のとおり。

健保組合:被保険者一人当たり約550円  
国民健康保険:一世帯当たり約300円  
後期高齢者医療制度:被保険者一人当たり約200円

(参考)被用者保険(健保組合、協会けんぽ、共済組合)に共通の支援金率(一律の率): 0.23%
5. 上記4のとおり、国民の皆様から支援金(総額0.60兆円)を拠出いただくことになるが、他方で上記3のとおり、社会保障の歳出改革等(0.60兆円程度)を行うことで、支援金による負担は相殺されるため、支援金導入に伴う実質的な負担は生じない。

# 被用者保険（協会けんぽ・健保組合・共済組合）

## -年収別の支援金額の試算（令和8年度）-

年収	被保険者一人当たり (月額)
200万円	192円
400万円	384円
600万円	575円
800万円	767円
1,000万円	959円

注1 算出方法は以下のとおり。

- ・年収（標準報酬総額。毎月の給料とボーナスの合計額）に、国が示す一律の支援金率（0.23%）を掛けて年額を算出。
- ・年額を、12で割って月額にしたものに、1/2（本人拠出分）を掛けて算出。

注2 令和8年度より支援金を拠出いただくことになるが、社会保障の歳出改革等を行うことで、支援金による負担は相殺されるため、支援金導入に伴う実質的な負担は生じない。

# 市町村国民健康保険

## -年収別の支援金額の試算（令和8年度）-

年収	世帯（夫婦と子のいる世帯）当たり (月額・50円丸め)
80万円	50円
100万円	50円
150万円	250円
200万円	400円
250万円	550円
300万円	650円

### ○ 夫婦と子のいる世帯（夫婦いずれか一方のみに給与収入がある世帯）の1世帯当たり支援金額

注1 子（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者。高校生年代）については均等割額が全額軽減されるため、高校生年代までこどもの数により上記試算における支援金額は変わらない。

注2 本試算は、一定の仮定をおいて行ったもの。

実際の支援金額は、各自治体の条例によって決定される。表に示す金額はモデル試算であり、50円単位で表示している。

注3 令和8年度より支援金を拠出いただくことになるが、社会保障の歳出改革等を行うことで、支援金による負担は相殺されるため、支援金導入に伴う実質的な負担は生じない。

# 後期高齢者医療制度

## -年収別の支援金額の試算（令和8年度）-

年収	被保険者一人当たり (月額・50円丸め)
80万円	50円
100万円	50円
125万円	50円
150万円	50円
175万円	100円
200万円	200円

### ○ 単身世帯（年金収入のみ）の1人当たり支援金額

注1 本試算は、一定の仮定において行ったもの。

実際の支援金額は、各後期高齢者医療広域連合の条例によって決定される。表に示す金額はモデル試算であり、50円単位で表示している。

注2 令和8年度より支援金を拠出いただくことになるが、社会保障の歳出改革等を行うことで、支援金による負担は相殺されるため、支援金導入に伴う実質的な負担は生じない。

# 子ども・子育て支援金に関する試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）

(月額、支援金額は50円丸め、保険料額は100円丸め)

	加入者一人当たり支援金額			(参考) 加入者一人当たり 医療保険料額 (令和4年度実績) (②)	(参考) ①/② 4.6%
	令和8年度試算額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額 (①)		
全制度平均	<b>250円</b>	<b>350円</b>	<b>450円</b>	9,800円	4.6%
被用者保険	<b>300円</b> (参考) 被保険者一人当たり 500円	<b>400円</b> (参考) 被保険者一人当たり 600円	<b>500円</b> (参考) 被保険者一人当たり 800円	11,000円 (参考) 被保険者一人当たり 18,300円	4.5%
協会けんぽ	<b>250円</b> (参考) 被保険者一人当たり 450円	<b>350円</b> (参考) 被保険者一人当たり 550円	<b>450円</b> (参考) 被保険者一人当たり 700円	10,400円 (参考) 被保険者一人当たり 16,700円	4.2%
健保組合	<b>350円</b> (参考) 被保険者一人当たり 550円	<b>400円</b> (参考) 被保険者一人当たり 700円	<b>550円</b> (参考) 被保険者一人当たり 900円	11,600円 (参考) 被保険者一人当たり 19,800円	4.7%
共済組合	<b>350円</b> (参考) 被保険者一人当たり 650円	<b>450円</b> (参考) 被保険者一人当たり 800円	<b>600円</b> (参考) 被保険者一人当たり 1,000円	12,000円 (参考) 被保険者一人当たり 21,100円	5.0%
国民健康保険 (市町村国保)	<b>200円</b> (参考) 一世帯当たり 300円	<b>300円</b> (参考) 一世帯当たり 450円	<b>400円</b> (参考) 一世帯当たり 550円	7,600円 (参考) 一世帯当たり 11,300円	5.1%
後期高齢者 医療制度	<b>200円</b>	<b>250円</b>	<b>350円</b>	<b>6,600円</b>	5.1%

(注1)本推計は、一定の仮定をおいて行ったものであり、結果は相当程度の幅をもってみる必要がある。金額は事業主負担分を除いた本人拠出分であり、被用者保険においては別途事業主が労使折半の考え方の下で拠出。なお、被用者保険間の按分は総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の支援金率を示すこととする。

(注2)被用者保険の年収別の支援金額については、数年後の賃金水準によることから、試算することは難しいものの、参考として、令和4年度実績の総報酬で機械的に一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)を計算する(※)、年収200万円の場合350円、同400万円の場合650円、同600万円の場合1,000円、同800万円の場合1,350円、同1,000万円の場合1,650円(総報酬割であることから協会けんぽ・健保組合・共済組合で共通)。ただし、政府が総力をあげて取り組む賃上げにより、今後、総報酬の伸びが進んだ場合には、数字が下がっていくことが想定される。

\*令和10年度に被用者保険において拠出いただく9,000億円について、令和4年度の総報酬である227兆円で割ると0.4%であることから、労使折半の下、本人拠出を0.2%として計算。

(注3)国民健康保険の1世帯当たりの金額は令和4年度における実態を基に計算している。

(注4)国民健康保険の支援金については、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば夫婦子1人の3人世帯(夫の給与収入のみ)における一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)でみると、年収80万円の場合50円(応益分7割軽減)、同160万円の場合150円(同5割軽減)、同200万円の場合200円(同5割軽減)、同300万円の場合400円(同2割軽減)。国保の被用者の世帯では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収400万円以上については上位約1割と対象が限定されるため(※)、この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同400万円の場合550円(軽減なし、以下同じ)、同600万円の場合800円、同800万円の場合1,050円。なお、支援金制度が少子化対策にかかるものであることに鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、こども(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者)についての均等割額は全額軽減。年収600万円は上位約5%、800万円は約2%に該当。年収1,000万円は上位約1%に該当し、ごく少数であるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいえない。

(注5)後期高齢者医療制度の支援金についても、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば単身世帯(年金収入のみ)における一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)でみると、年収80万円の場合50円(均等割7割軽減)、同160万円の場合100円(同7割軽減)、同180万円の場合200円(同5割軽減)、同200万円の場合350円(同2割軽減)。年金収入のみの者では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収250万円以上については上位約1割と対象が限定されるため(※)、この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同250万円の場合550円(軽減なし、以下同じ)、同300万円の場合750円。年金収入300万円は上位約5%に該当。年金収入400万円以上は上位約1%に該当し、年金給付額が一定範囲にあるため例外的なケースであるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいえない。

(注6)介護分の保険料額は、第1号保険者(65歳～)の1人当たり月額(基準額の全国加重平均)で6,225円(令和7年度)、第2号被保険者(40～64歳)の1人当たり月額(事業主負担分、公費分を含む)で6,202円(令和7年度見込額)。

# 「子ども未来戦略」における社会保険負担の軽減に向けた取組

厚生労働省  
公表資料

## 「子ども未来戦略」(抄) (2023年12月22日閣議決定)

歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で、2026年度から段階的に2028年度にかけて支援金制度を構築することとし、2028年度に1.0兆円程度の確保を図る。

## 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」(抄) (2024年法律第47号)

附則第47条 政府は、この法律の施行にあわせて、…「子ども未来戦略」…に基づき、社会保障負担率…の上昇の抑制に向けて、全世代型社会保障制度改革…の徹底を図るものとし、子ども・子育て支援納付金…の導入に当たっては、次項各号に掲げる各年度において、子ども・子育て支援納付金…を徴収することにより当該年度の社会保障負担率の上昇に与える影響の程度が、令和5年度から当該各年度まで全世代型社会保障制度改革等…及び労働者の報酬の水準の上昇に向けた取組を実施することにより社会保障負担率の低下に与える影響の程度を超えないものとする。

### ◆2026年度の社会保険負担軽減効果

	負担軽減効果	控除分
薬価等改定	▲0.21兆円	
診療報酬改定	+ 0.14兆円	( + 0.46兆円)
介護報酬改定		( + 0.13兆円)
高額療養費の見直し	▲0.07兆円	
食品類似医薬品の薬剤給付適正化	▲0.01兆円	
長期収載品の選定療養拡大	▲0.01兆円	
<b>2026年度 合計</b>	<b>▲0.17兆円</b>	<b>( + 0.59兆円)</b>

(参考) 2023年度、2024年度、2025年度の社会保険負担軽減効果

	負担軽減効果	控除分		負担軽減効果	控除分		負担軽減効果	控除分
薬価改定	▲0.15兆円		薬価等改定/薬価制度見直し	▲0.26兆円		薬価改定	▲0.12兆円	
前期財政調整における報酬調整 後期高齢者の保険料負担の見直し		( + 0.09兆円)	診療報酬改定	+ 0.05兆円	( + 0.15兆円)※	2025年度 合計	<b>▲0.11兆円</b>	-
2023年度 合計	<b>▲0.15兆円</b>	( + 0.09兆円)	介護報酬改定	+ 0.04兆円	( + 0.06兆円)※			
			介護の1号保険料見直し		( + 0.04兆円)			
			2024年度 合計	<b>▲0.17兆円</b>	( + 0.25兆円)			

### ◎大臣折衝事項（令和7年12月24日）(抄)

雇用者報酬の増加によって生じる社会保険負担軽減効果も踏まえ、2026年度においては、令和8年度診療報酬改定、介護報酬改定のうち、  
 ① 医療介護の現場従事者の賃上げに充当される措置であって、政府経済見通し等に照らして合理的に見込まれる一人当たり賃金の増加率を踏まえて措置されるもの、及び、  
 ② 医療現場の今後の物価上昇への対応に係る措置であって、政府経済見通し等に照らして合理的に見込まれる消費者物価指数の増加率を踏まえて措置されるものによって生じる追加的な社会保険負担については、追加的な社会保険負担額から控除する。

$$\text{社会保険に係る国民負担率を社会保険料率でみた場合} = \frac{\text{社会保険負担 (医療介護の賃上げ・物価対応による増↑)}}{\text{雇用者報酬 (雇用者全体の賃上げによる増↑)}}$$

2023～2026年度で ▲0.60兆円程度

(2028年度1.0兆円程度まで2年間で残り▲0.4兆円程度を積み上げる必要)

※医療従事者・介護従事者に対する待遇改善のための  
加算措置分